

豊川市スポーツ振興基金事業実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊川市スポーツ振興基金条例(平成24年豊川市条例第18号)第1条に規定する目的を達成するため、予算の範囲内において実施するスポーツ振興基金事業(以下「基金事業」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(基金事業)

第2条 基金事業は、次のとおりとする。

- (1) 中学校運動部活動大会出場奨励金支給事業
- (2) 全国大会等出場奨励金支給事業
- (3) スポーツイベント開催助成金支給事業

第2章 中学校運動部活動大会出場奨励金支給事業

(支給対象者)

第3条 中学校運動部活動大会出場奨励金の支給対象者は、豊川市内の中学校に在籍する生徒であって、その在籍する学校の運動部の部活動において次に掲げるスポーツの大会へ出場する者(補欠の登録枠がある場合は補欠を含む。以下「選手」という。)とする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会加盟競技団体が主催する東三河大会以上の大会(当該大会に通じる予選会を含む)
 - (2) 愛知県中学校総合体育大会の東三河大会以上の大会
- 2 選手が出場する大会が全国規模のものであるときは、大会1つにつき1名まで、選手が在籍する学校の教員又は指導者であって、選手を引率する者(以下「引率者」という。)も選手に加えて奨励金の支給対象者とする。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金を支給しない。

- (1) 予選若しくは選考会又は団体推薦を受けずに、出場意思のみで参加できる大会
- (2) 単に交流、親善等を目的とする大会

(奨励金の額)

第5条 中学校運動部活動大会出場奨励金の額は、選手が在籍する学校から大会の開催地までの旅費に相当する額とし、旅費の計算方法は、豊川市職員旅費条例(昭和43年豊川市条例第4号)の例による。

(支給の申請)

第6条 中学校運動部活動大会出場奨励金の支給を受けようとする選手の保護者及び引率者(以下「保護者等」という。)は、選手が出場した当該大会終了後14日以内に、中学校運動部活動大会出場奨励金支給申請書(様式第1号)に関係書類を

添えて、市長に提出しなければならない。

2 保護者等は、選手の在籍する学校に前項の規定による申請の権限を委任することができる。

(支給の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、中学校運動部活動大会出場奨励金支給決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(不支給の決定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当でないとしたときは、中学校運動部活動大会出場奨励金不支給決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第9条 第7条の規定による支給の決定を受けた者(以下「奨励金受給決定者」という。)は、速やかに中学校運動部活動大会出場奨励金請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 保護者等は、選手の在籍する学校に奨励金の受領の権限を委任することができる。

3 前項の規定による委任を受けて奨励金を代理受領した学校は、当該奨励金を保護者に引き渡さなければならない。

(支給の取消し及び返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の支給決定の全部又は一部を取り消し、奨励金を返還させることができる。

(1) 支給対象者が当該大会に出場しなかったとき。

(2) 奨励金受給決定者が虚偽の申請その他不正の手段により奨励金の支給の決定又は支給を受けたと認めるとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

第3章 全国大会等出場奨励金支給事業

(支給対象者)

第11条 全国大会等出場奨励金の支給対象者は、豊川市内の事業所、学校(小中学校を除く。)又は豊川市内に本拠地を有するスポーツ団体であって、所属する選手が次に掲げるスポーツの大会へ出場するもの(補欠の登録枠がある場合は補欠を含む。)又はそのスポーツ活動が特に顕著であると市長が認めるものとする。

(1) オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会

(2) アジア競技大会・アジアパラ競技大会

(3) 公益財団法人日本スポーツ協会加盟中央競技団体が選手を派遣する国際競技大会

(4) ユニバーシアード世界大会

(5) 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会

- (6) 全国高等学校総合体育大会（定時制・通信制を含む）
- (7) 公益財団法人日本スポーツ協会加盟中央競技団体が主催する全国大会
- (8) 全国青年大会（体育の部）
- (9) その他特に市長が認める全国大会以上の規模の大会

2 前項の規定にかかわらず、豊川市内に住所を有する個人であって、前項各号に掲げるスポーツの大会へ出場する者は、激励金の支給対象者とする。

（適用除外）

第12条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、激励金を支給しない。

- (1) 予選又は選考会を経ずに出場する者。ただし、国、JOC加盟団体又は公益財団法人日本スポーツ協会加盟中央競技団体が選手を派遣する国際大会に出場する者については、この限りではない。
- (2) 単に交流、親善等が目的の全国競技大会等に出場する者
- (3) その種目又は分野を生業とする者

（激励金の額）

第13条 全国大会等出場激励金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、そのスポーツ活動が特に顕著であると市長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 第11条第1項第1号の大会へ出場する場合 1名につき5万円
- (2) 第11条第1項第2号から第4号までの大会へ出場する場合 1名につき3万円
- (3) 第11条第1項第5号から第8号までの大会へ出場する場合 1名につき1万円（団体にあつては20万円を限度とする。）
- (4) 第11条第1項第9号の大会へ出場する場合 1名につき第1項から第3項の規定に準じて定める額

（支給の申請）

第14条 全国大会等出場激励金の支給を受けようとする者（その者が未成年者であるときは、その保護者）は、出場する当該大会の開催日の7日前までに、全国大会等出場激励金支給申請書（様式第5号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（支給の決定）

第15条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、全国大会等出場激励金支給決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（不支給の決定）

第16条 市長は、第14条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、適当でないとして認めたときは、全国大会等出場激励金不支給決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

(激励金の請求)

第17条 第15条の規定による支給の決定を受けた者（以下「激励金受給決定者」という。）は、速やかに全国大会等出場激励金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(支給の取消し及び返還)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、激励金の支給決定の全部又は一部を取り消し、激励金を返還させることができる。

- (1) 支給対象者が当該大会に出場しなかったとき。
- (2) 激励金受給対象者が虚偽の申請その他不正の手段により激励金の支給の決定又は支給を受けたと認めるとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

第4章 スポーツイベント開催助成金支給事業

(助成の対象)

第19条 スポーツイベント開催助成金の支給対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、スポーツ大会、スポーツ講習会等多くの市民にスポーツと関わる機会を提供するイベントを開催する事業であって、次の各号に掲げる条件のいずれをも満たすものをいう。

- (1) 新規事業又はイベントの最初の開催から3年以内の事業であること。
- (2) 豊川市内の体育施設でイベントを開催する事業であること。
- (3) イベントへの参加者がおおむね100人以上であること。
- (4) 豊川市スポーツ協会のスポーツフェスティバルにおいて行われる事業でないこと。

2 スポーツイベント開催助成金の支給対象となる者は、助成対象事業を行う者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 豊川市スポーツ協会又はその加盟団体
- (2) 豊川市内に事務所を有し、主たる活動を豊川市内で実施する団体であって、次のアからウまでのいずれにも該当する団体
 - ア スポーツの振興に寄与すると市長が認めた団体
 - イ 構成員の全てが豊川市内に在住し、又は在勤する者で構成されている団体
 - ウ 構成員が10人以上の団体

(助成金の額)

第20条 スポーツイベント開催助成金の額は、助成対象事業に要する賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料の合計額の2分の1に相当する額（その額が3万円に満たないときは、0円とする。）とする。ただし、10万円を限度とする。

(支給の申請)

第21条 スポーツイベント開催助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」

という。)は、助成対象事業の実施30日前までに、スポーツイベント開催助成金支給申請書(様式第9号)に収支予算書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、1年度に1事業につき1回に限り行うことができる。
(支給の決定)

第22条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、スポーツイベント開催助成金支給決定通知書(様式第10号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付すことができる。

(不支給の決定)

第23条 市長は、第21条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当でないと認めたときは、スポーツイベント開催助成金不支給決定通知書(様式第11号)により、申請者に通知するものとする。

(助成対象事業の内容の変更)

第24条 第22条第1項の規定による支給の決定を受けた者(以下「助成金受給決定者」という。)は、助成対象事業の内容を変更しようとするときは、速やかにスポーツイベント開催助成金事業変更申請書(様式第12号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(申請の取下げ)

第25条 助成金受給決定者は、助成金の支給の申請を取下げようとするときは、第22条第1項の規定による通知を受け取った日から事業の実施日までに、スポーツイベント開催助成金申請取り下げ書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第26条 助成金受給決定者は、助成対象事業が完了したときは、助成対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日までのどちらか早い日までに、スポーツイベント開催助成金実績報告書(様式第14号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) スポーツイベント開催助成金事業報告書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(額の確定)

第27条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、助成金の額を確定し、スポーツイベント開催助成金確定通知書(様式第15号)により、助成金受給決定者に通知するものとする。

(助成金の支給)

第28条 助成金は、助成対象事業の完了後に支給する。ただし、市長は、必要があると認めるときは、その全部または一部を概算払により支給することができる。

2 助成金受給決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、市が指定する日までに、スポーツイベント開催助成金請求書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求に基づき助成金を支給するものとする。
（概算払の精算）

第29条 前条第1項ただし書の規定により助成金の全部又は一部を概算払により支給したときは、市長は、助成金の額が確定した後速やかに助成金の概算払の精算に必要な手続をとらなければならない。

（交付の取消し及び返還）

第30条 市長は、助成金受給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の支給の決定の全部又は一部を取り消し、助成金を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の支給の決定又は支給を受けたとき。
- (2) 助成金を助成対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 支給の決定の内容及び支給に付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したときその他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の支給を取り消したときは、スポーツイベント開催助成金支給決定取消通知書（様式第17号）により、助成金受給決定者に通知するものとする。

第5章 雑則

第31条 この要綱に定めるもののほか、基金事業に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、改正後の豊川市スポーツ振興基金事業実施要綱は、同日以後に行う基金事業に係るものについて適用する。

様式第1号（第6条関係）

中学校運動部活動大会出場奨励金支給申請書

年 月 日

豊川市長 殿

所在地
申請者 学校名
校長名

_____大会に出場したため、豊川市スポーツ振興
基金事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 開催日 年 月 日 ～ 年 月 日
- 2 開催地(会場) 都道府県 市町村 会場：
- 3 支給申請額 金 円
- 4 添付書類 (1) 出場者名簿 別紙のとおり
(2) 予選結果 別紙のとおり
(3) 出場大会要項等 別紙のとおり

※本件連絡先 氏名_____ 電話_____

出場者名簿

No.	ふりがな 氏名	学年	性別	個人・団体の別	出場種目	備考
1		年生	男・女	個人・団体		
2		年生	男・女	個人・団体		
3		年生	男・女	個人・団体		
4		年生	男・女	個人・団体		
5		年生	男・女	個人・団体		
6		年生	男・女	個人・団体		
7		年生	男・女	個人・団体		
8		年生	男・女	個人・団体		
9		年生	男・女	個人・団体		
10		年生	男・女	個人・団体		
11		年生	男・女	個人・団体		
12		年生	男・女	個人・団体		
13		年生	男・女	個人・団体		
14		年生	男・女	個人・団体		
15		年生	男・女	個人・団体		

[記載にあたっての注意事項]

- (1) 大会要項により出場できる選手について記載してください。
- (2) 引率者については、大会が全国規模の場合のみ1名まで奨励金を支給します（引率者も記載すること）。なお、競技種目が男女別で、それぞれに引率者がいる場合は、それぞれについて奨励金の支給対象とします。
- (3) 個人とは、シングル競技のほか、ソフトテニス、卓球等のダブルス競技の場合も含みます（団体戦は除く）。団体とは、野球、バレーボール、サッカー等の団体競技のほか、個人競技で団体戦として出場する場合（剣道、卓球等）も含みます。
同一大会で個人、団体両方に出場する場合は、個人・団体両方を○で囲んでください。

様式第2号（第7条関係）

中学校運動部活動大会出場奨励金支給決定通知書

年 月 日

様

豊川市長

年 月 日付けで申請のありました奨励金の支給については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

支給決定額 金 円

様式第3号（第8条関係）

中学校運動部活動大会出場奨励金不支給決定通知書

年 月 日

様

豊川市長

年 月 日付けで申請のありました奨励金の支給については、下記の理由により支給しないことと決定しましたので、通知します。

記

不支給の理由

様式第4号（第9条関係）

中学校運動部活動大会出場奨励金請求書

年 月 日

豊川市長 殿

所在地
申請者 学校名
校長名

年 月 日付けで支給決定を受けた中学校運動部活動大会出場奨励金
について、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

以下の口座へ振り込んでください。

金融機関名		支店等名	
預金の種類	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第5号（第14条関係）

全国大会等出場激励金支給申請書

年 月 日

豊川市長 殿

住所
申請者 氏名

(団体にあつてはその所在地 名称及び代表者氏名)

_____大会に出場するため、豊川市スポーツ振興
基金事業実施要綱第14条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 開催日 年 月 日 ～ 年 月 日
- 2 開催地(会場) 都道府県 市町村 会場：
- 3 支給申請額 金 円
- 4 添付書類 (1) 出場者名簿 別紙のとおり
(2) 予選結果 別紙のとおり
(3) 出場大会要項等 別紙のとおり

※本件連絡先 氏名 _____ 電話 _____

出場者名簿

No.	ふりがな	年齢	※学年	性別	個人・団体の別	出場種目
	氏名					
1		歳	年生	男・女	個人・団体	
2		歳	年生	男・女	個人・団体	
3		歳	年生	男・女	個人・団体	
4		歳	年生	男・女	個人・団体	
5		歳	年生	男・女	個人・団体	
6		歳	年生	男・女	個人・団体	
7		歳	年生	男・女	個人・団体	
8		歳	年生	男・女	個人・団体	
9		歳	年生	男・女	個人・団体	
10		歳	年生	男・女	個人・団体	
11		歳	年生	男・女	個人・団体	
12		歳	年生	男・女	個人・団体	
13		歳	年生	男・女	個人・団体	
14		歳	年生	男・女	個人・団体	
15		歳	年生	男・女	個人・団体	

[記載にあたっての注意事項]

- (1) 大会要項により出場できる選手について記載してください。(選手・監督が10名を超える場合も全員記載のこと)
- (2) 個人とは、シングル競技のほか、ソフトテニス、卓球等のダブルス競技の場合も含みます(団体戦は除く)。
団体とは、野球、バレーボール、サッカー等の団体競技のほか、個人競技で団体戦として出場する場合(剣道、卓球等)も含みます。
同一大会で個人、団体両方に出場する場合は、個人・団体両方を○で囲んでください。
- (3) ※学年の欄は、出場する選手が小学生、中学生、高校生又は大学生のみ記入してください。

様式第6号（第15条関係）

全国大会等出場激励金支給決定通知書

年 月 日

様

豊川市長

年 月 日付けで申請のありました激励金の支給については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

支給決定額 金 円

様式第7号（第16条関係）

全国大会等出場激励金不支給決定通知書

年 月 日

様

豊川市長

年 月 日付で申請のありました激励金の支給については、下記の理由により支給しないことと決定しましたので、通知します。

記

不支給の理由

様式第8号（第17条関係）

全国大会等出場激励金請求書

年 月 日

豊川市長 殿

住所
申請者 氏名

(団体にあつてはその所在地 名称及び代表者氏名)

年 月 日付けで支給決定を受けた全国大会等出場激励金について、
下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 支給方法

窓口払

口座振込

金融機関名		支店等名	
預金の種類	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第9号（第21条関係）

スポーツイベント開催助成金支給申請書

年 月 日

豊川市長 殿

所在地
申請者 団体名
代表者

下記のとおり事業を実施するため、豊川市スポーツ振興基金事業実施要綱第21条の規定により、申請します。

記

1 事業の名称

2 助成事業の目的及び内容

3 事業実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 支給申請額 金 円

5 添付書類 事業計画書及び収支予算書 別紙のとおり

※本件連絡先 氏名 _____ 電話 _____

様式第10号（第22条関係）

スポーツイベント開催助成金支給決定通知書

年 月 日

様

豊川市長

年 月 日付けで申請のありました助成金の支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

支給決定額 金 円

様式第11号（第23条関係）

スポーツイベント開催助成金不支給決定通知書

年 月 日

様

豊川市長

年 月 日付けで申請のありました助成金の支給については、下記の理由により支給しないことと決定しましたので、通知します。

記

不支給の理由

様式第12号（第24条関係）

スポーツイベント開催助成金事業変更申請書

年 月 日

豊川市長 殿

所在地
申請者 団体名
代表者

年 月 日付で支給決定通知を受けましたが、下記のとおり変更するため、豊川市スポーツ振興基金事業実施要綱第24条の規定により、申請します。

記

事業の名称	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更の理由	

※本件連絡先 氏名_____ 電話_____

様式第13号（第25条関係）

スポーツイベント開催助成金申請取り下げ書

年 月 日

豊川市長 殿

所在地
申請者 団体名
代表者

年 月 日付けで支給決定通知を受けましたが、下記のとおり取り下げします。

記

事業の名称

取り下げの理由

※本件連絡先 氏名 _____ 電話 _____

様式第14号（第26条関係）

スポーツイベント開催助成金実績報告書

年 月 日

豊川市長 殿

所在地
申請者 団体名
代表者

豊川市スポーツ振興基金事業実施要綱第26条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の名称
- 2 助成事業の内容及び成果
- 3 支給決定額 金 円
- 4 精算額 金 円
- 5 事業実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 6 添付書類 事業報告書及び収支決算書 別紙のとおり

※本件連絡先 氏名 _____ 電話 _____

様式第15号（第27条関係）

スポーツイベント開催助成金確定通知書

年 月 日

様

豊川市長

年 月 日付けで実績報告のあったスポーツイベント開催助成金については、下記のとおり助成金の額を確定します。

記

助成金確定額 金 円

様式第16号(第28条関係)

スポーツイベント開催助成金請求書

年 月 日

豊川市長 殿

所在地
申請者 団体名
代表者

年 月 日付けで確定通知を受けたスポーツイベント開催助成金について、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

以下の口座へ振り込んでください。

金融機関名		支店等名	
預金の種類	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第17号（第30条関係）

スポーツイベント開催助成金支給決定取消通知書

年 月 日

豊川市長 殿

所在地
申請者 団体名
代表者

年 月 日付で支給（決定）したスポーツイベント開催助成金について、下記のとおり支給決定を取り消すことに決定したので通知します。

記

1 事業の名称

2 助成金支給（決定）額 金 円

3 取消の理由